

学校法人創価学園役員等報酬支給規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人創価学園（以下「学園」という。）の寄附行為第12条の規定に基づき、役員並びに評議員の報酬に関し、必要な事項を定める。

(役員および評議員の報酬)

第 2 条 理事長・副理事長およびその他常勤役員の報酬は、月払いの報酬とし、毎月25日（その日が休日または土曜日にあたるときはその前日）に支給する。

2 その他の非常勤理事の報酬は、年払いとし、毎年4月に支給する。

3 監事の報酬は、年払いとし、毎年4月に支給する。

4 評議員の報酬は、年払いとし、毎年4月に支給する。

(役員の報酬基準)

第 3 条 役員の報酬は、別表に定める範囲内で、理事会において決定する。

2 常勤の役員が学園内において、他の職務を兼ねる場合、役員報酬は職務手当として他の職務の給与と合算して支給する。

3 他の職務を兼ねない常勤の役員・監事および非常勤理事には、学校法人創価学園給与規程に定める手当は原則として支給しない。

(評議員の報酬基準)

第 4 条 評議員の報酬は、年度中における評議員会の開催予定回数を勘案し理事会において決定する。

2 評議員が学園内において、他の職務を兼ねる場合、報酬は支給しない。

(退職金)

第 5 条 役員および評議員については退職金を支給しない。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程を改廃しようとするときは、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決を得なければならない。

(細則の制定)

第 7 条 理事長は、この規程の運用について、必要と認める場合は細則を制定することができる。

付 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、2001年4月1日から施行する。

付 則

この変更した規程は、2003年4月1日から施行する。

付 則

この変更した規程は、2004年4月1日から施行する。

付 則

この変更した規程は、2007年4月1日から施行する。

付 則

この変更した規程は、2020年4月1日から施行する。

(別表) 役員報酬基準

(1) 理事	<報酬額>	
理事長・副理事長	月額	30,000円 (税込)
理事 (常勤)	月額	20,000円 (税込)
理事 (非常勤)	年額	61,895円 (税抜)
(2) 監事	<報酬額>	
監事 (非常勤)	年額	113,475円 (税抜)